

中小零細・個人事業者の社会保険料負担の軽減と制度拡充を求める請願

***** 請願趣旨 *****

被用者保険は、2016年10月からの従業員501人以上の民間企業等を対象とした義務的な適用拡大により、短時間労働者が新たに保険加入している。加入対象者は制度施行後一貫して増加を続けているが、この背景としては、対象拡大ならびに適正な単価未払いや非正規雇用・短時間労働者の増加にある。第201通常国会で成立した「年金制度改正法」（2020年6月5日公布）は、今後の加入対象となる事業所規模の要件を、2022年10月までに「100人超」、さらに「50人超」「要件撤廃」と拡大する内容となっている。

一方で、強制保険である社会保険は、赤字事業者であっても保険料を負担せざるを得ず、経営や正規雇用労働者の拡大の障壁となり、大企業と中小零細企業の賃金格差にもつながっている。

大企業の内部留保は増加し続け、総額で504兆円にも達しているが、社会保険料の負担率は事業規模や資本金などによる違いはなく一律に設定され、負担率は大企業9.9%と中小企業14.4%となっている。

「新型コロナ」は、日本経済や社会構造に大きな影響を及ぼした。特に、医療や福祉、保育、生活基盤やライフラインを支える地場事業所は、営業や雇用を維持することが困難になっている。雇用のおおむねを占める中小零細事業者と地場の個人事業者を支えることが地域経済の活性化と安定につながる。利益を蓄積し続ける大企業と収益の低い中小零細事業者を同一の保険料率とし続けることは、深刻な状況のさらなる拡大を引き起こすと考えている。

つきましては、負担軽減と制度拡充を求め、次の事項の実現を請願します。

***** 請願項目 *****

1. 企業規模や資本金、産業にかかわらず一律としている社会保険料（厚生年金、健康保険、介護保険、子ども・子育て拠出金）負担を見直し、中小零細・個人事業者の負担を軽減すること
2. 小規模企業振興基本法制定時（2014年6月、参議院付帯決議）「中小零細事業者の社会保険負担軽減に効果的な支援策を講ずる」に基づき具体策を制定すること
3. 社会保険への国庫負担を引き上げること。当面は、全国健康保険協会（協会けんぽ）に対する国庫補助率を16.4%（現行）から20%（本則）に引き上げること
4. 社会保険料は応能負担の原則に基づく制度設計とすること
5. 今般の「新型コロナ」に対応した国民健康保険の傷病手当金の制度実施をさらに実効性を高めるため被用者以外も含めた対象を拡大し、必要な予算措置を図ること
6. すべての下請事業者に法定福利費分を加算した単価が保障されるよう、関係法令に則り適正化を促進すること
7. 大企業の「内部留保」に課税すること

氏名	住所

取扱団体 軍事費削って暮らし、福祉・教育の充実を
神奈川県国民大運動実行委員会

集約 第一次2020年12月、第二次21年3月、最終21年6月末

〒231-0062 横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館6階(神奈川労連内) 電話045-212-5855

2020年11月

※国会に請願するための署名ですので、住所は地番まで記入、氏名は〃をしないでください。国会請願以外には使用しません。